

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(健康有害物質)</p> <p>第6条 条例第2条第9号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) シス-1,2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) [略]</p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第12条 条例第14条（条例第22条第1項、<u>第28条第2項</u>及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第9条第1項第1号又は第2号、第18条第1項第1号又は第2号、第24条第1号又は第2号及び第36条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては別に定める様式による氏名（名称、住所、所在地）変更届出書、施設の使用の廃止に係る場合にあっては別に定める様式によるばい煙発生施設（粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設）使用廃止届出書によってしなければならない。</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第13条 条例第15条第3項（条例第22条第1項、<u>第28条第2項</u>及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による承継届出書によってしなければならない。</p> <p>(汚水等排出施設の設置等の届出)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 条例<u>第24条第7号</u>の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(排水の排出の制限等の期間の特例の適用を受ける施設)</p> <p>第20条 [略]</p>	<p>(健康有害物質)</p> <p>第6条 条例第2条第9号アの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 1,2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) [略]</p> <p><u>(27) 塩化ビニルモノマー</u></p> <p><u>(28) 1,4-ジオキサン</u></p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第12条 条例第14条（条例第22条第1項、<u>第28条の2</u>及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第9条第1項第1号又は第2号、第18条第1項第1号又は第2号、第24条第1号又は第2号及び第36条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては別に定める様式による氏名（名称、住所、所在地）変更届出書、施設の使用の廃止に係る場合にあっては別に定める様式によるばい煙発生施設（粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設）使用廃止届出書によってしなければならない。</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第13条 条例第15条第3項（条例第22条第1項、<u>第28条の2</u>及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による承継届出書によってしなければならない。</p> <p>(汚水等排出施設の設置等の届出)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 条例<u>第24条第8号</u>の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(排水の排出の制限等の期間の特例の適用を受ける施設)</p> <p>第20条 [略]</p> <p><u>(健康有害物質使用汚水等排出施設に係る構造基準等)</u></p>

第20条の2 条例第29条の2第1項の規則で定める基準は、次条から第20条の6までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第20条の3 健康有害物質使用汚水等排出施設の本体（以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、健康有害物質を含む水の地下への浸透及び当該健康有害物質使用汚水等排出施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が床面からの健康有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

(1) 次のア及びイのいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、健康有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。

イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

(2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(配管等の構造等)

第20条の4 健康有害物質使用汚水等排出施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（健康有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、健康有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、次のア又はイのいずれかに適合すること。

ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも適合すること。

(ア) 健康有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 健康有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確

認できるように床面から離して設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、次のアからウまでのいずれかに適合すること。

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) トレンチの中に設置されていること。

(イ) (ア)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、底面の表面は、健康有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも適合すること。

(ア) 健康有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ ア又はイと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第20条の5 健康有害物質使用汚水等排出施設に接続する排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備（健康有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、健康有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 次のアからウまでのいずれにも適合すること。

ア 健康有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 健康有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 排水溝等の表面は、健康有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。

(2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第20条の6 健康有害物質使用汚水等排出施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) 次のアからウまでのいずれにも適合すること。

(測定等)

第42条 条例第89条の規定による測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料のいおう含有率の測定は、別表第5の備考に掲げるいおう含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料のいおう含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

(3) [略]

(4) 前3号の測定の結果は、別に定める様式によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。

(5) 汚水等特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。

ア 健康有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の健康有害物質を含む水を扱う作業は、健康有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

イ 健康有害物質を含む水の補給状況及び健康有害物質使用汚水等排出施設の設備の作動状況の確認その他の当該健康有害物質使用汚水等排出施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ウ 健康有害物質を含む水が漏えいした場合は、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした健康有害物質を含む水を回収した上で、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

(2) 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理に関する要領が明確に定められていること。

(測定等)

第42条 条例第89条第1項の規定による測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号の測定の結果は、別に定める様式によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。ただし、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合にあつては、当該証明書の記載をもって、ばい煙量等測定記録表の記録に代えることができる。

(4) 汚水等特定事業場の排水の汚染状態の測定は、当該汚水等特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項のうち、別に定める様式による汚水等排出施設設置（使用、変更）届出書中の排水の汚染状態及び量の事項として届け出たものについては年1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

(5) 前号の測定は、排水基準に係る検定方法により行う

(6) 前号の測定の結果は、別に定める様式による水質測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。

こと。

(6) 第4号の測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

(7) 第4号の測定の結果は、別に定める様式による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法第107条の登録を受けた者から当該測定に係る採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合（同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該証明書の記載をもって、水質測定記録表の記録に代えることができる。

(8) 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに3年間保存すること。

(点検等)

第42条の2 条例第89条第2項の規定による点検及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

(1) 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第18の健康有害物質使用汚水等排出施設の構造又は当該施設の設備の欄に掲げる構造又は設備ごとに、同表の点検を行う事項の欄に掲げる事項について同表の点検の回数の欄に掲げる回数で行うこと。ただし、第20条の3第2号、第20条の4第2号ウ又は第20条の5第2号に規定する基準に適合する場合にあつては、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

(2) 健康有害物質使用汚水等排出施設の使用の方法に関する点検は、第20条の6第2号に規定する管理に関する要領からの逸脱の有無及びこれに伴う健康有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、年1回以上行うこと。

(3) 前2号の点検により、健康有害物質使用汚水等排出施設に係る異常又は健康有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合は、直ちに補修その他の必要な措置を講ずること。

(4) 第1号又は第2号の点検の結果の記録は、次に掲げる事項を記録し、その記録を3年間保存すること。

ア 点検を行った健康有害物質使用汚水等排出施設

イ 点検年月日

ウ 点検の方法及び結果

別表目次

別表第1～別表第17 [略]

別表第9（第18条関係）

健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

番 号	健康有害物質の種類	許容限度
[略]		
15	[略]	1 リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム
[略]		
27	[略]	
備考 [略]		

別表第10（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

番 号	項 目	許容限度
[略]		
9	[略]	<u>5</u>
[略]		

別表第16（第33条、第35条関係）

土壌の基準値及び測定方法

[略]

[略]

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及び

エ 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

オ 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じた場合は、その内容

(5) 第1号又は第2号の点検によらず異常等が確認された場合は、次に掲げる事項を記録し、その記録を3年間保存するよう努めること。

ア 異常等が確認された健康有害物質使用汚水等排出施設

イ 異常等を確認した年月日

ウ 異常等の内容

エ 異常等を確認した者の氏名

オ 補修その他の必要な措置を講じた場合は、その内容

別表目次

別表第1～別表第17 [略]

別表第18 健康有害物質使用汚水等排出施設に係る点検に関する基準

別表第9（第18条関係）

健康有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

番 号	健康有害物質の種類	許容限度
[略]		
15	[略]	1 リットルにつき <u>1</u> ミリグラム
[略]		
27	[略]	
<u>28</u>	<u>1,4-ジオキサン</u>	<u>1</u> リットルにつき <u>0.5</u> ミリグラム
備考 [略]		

別表第10（第18条関係）

その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

番 号	項 目	許容限度
[略]		
9	[略]	<u>2</u>
[略]		

別表第16（第33条、第35条関係）

土壌の基準値及び測定方法

[略]

[略]

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びそ

その化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム	日本工業規格 K0102の55に定める方法
[略]			
5	[略]		日本工業規格 K0102の61・2又は61・3に定める方法
[略]			
14	[略]	1リットルにつき0.02ミリグラム	[略]
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法

の化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム	日本工業規格 K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法(準備操作にあつては、日本工業規格 K0102の55に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表8に掲げる方法)
[略]			
5	[略]		日本工業規格 K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
[略]			
14	[略]	1リットルにつき0.1ミリグラム	[略]
15	1,2-ジクロロエチレン	[略]	シス体にあつては日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3

[略]			
23	セレン及びその化合物	[略]	日本工業規格 K0102の67・2又は67・3に定める方法
[略]			
26	[略]		
備考 [略]			

			・1に定める方法
[略]			
23	セレン及びその化合物	[略]	日本工業規格 K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
[略]			
26	[略]		
27	塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
28	1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
備考 [略]			

別表第18（第42条の2関係）

健康有害物質使用汚水等排出施設に係る点検に関する基準

健康有害物質使用汚水等排出施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲（第20条の3ただし書の規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体が設置される床面及び周囲（第20条の3ただし書の規定する場合に限る。）	床の下への健康有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの健	1年に1回以上

	健康有害物質を含む水の漏えいの有無	
4 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
)	配管等からの健康有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
5 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	配管等からの健康有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
6 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの漏えい等の有無	1年（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3第1項に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における健康有害物質を含む水の流量の

		<p> <u>変動を計測するための装置を適切に配置することその他の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、漏えい等の有無の点検を1月（健康有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年）に1回以上（配管等の内部の気体の圧力又は水位の変動の確認以外の方法による配管等からの漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数）</u> </p>
7	排水溝等	<p> <u>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</u> </p> <p> <u>1年（排水溝等からの健康有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における健康有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の健康有害</u> </p>

		<u>物質を含む水の</u> <u>地下への浸透を</u> <u>確認できる措置</u> <u>が講じられ、か</u> <u>つ、健康有害物</u> <u>質を含む水の地</u> <u>下への浸透の有</u> <u>無の点検を1月</u> <u>(健康有害物質</u> <u>の濃度の測定に</u> <u>より地下への浸</u> <u>透の有無の点検</u> <u>を行う場合に</u> <u>あ</u> <u>っては、3月)</u> <u>に1回以上行う</u> <u>場合にあっては</u> <u>、3年)に1回</u> <u>以上</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。